

# 「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械

建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号) 別表

種類	名称	範囲	評価対象
1. 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバのアタッチメントを有するもの	
	連続式バケット掘削機	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するもの	
2. 基礎工用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のもの	
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの	
	ペーパードレンマシン		
	大口径掘削機	スクリー式でないもの	
	アースオーガー		
	地下連続壁施工用機械		
3. トラクター類	トラクター	自重が3トン以上のもの	
	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
4. 運搬機械	スクレーパー	積載容量が3立方メートル以上のもの	
	機関車		
	運搬車	積載重量が15トン以上のもの	
5. 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が3トン以上のもの	
	タワークレーン		
	デリッククレーン		
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が2トン以上のもの	
	ウインチ	22キロワット以上の原動機を有するもの	
	エレベーター		
6. ボーリング機械	ボーリングマシン	3キロワット以上の原動機を有するもの	
	ドリルジャンボ	鑿岩機を支持するアームが2本以上のもの	
	クローラードリル		
7. トンネル機械	たて坑掘進機		
	トンネル掘進機		
	シールド掘進機		
	ずり積み機		
8. 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
	スタビライザー		
	アグリゲートスプレッダー		
	ロードローラー	自重が8トン以上のもの	
	タイヤローラー		
	振動ローラー	自走式のものにあつては自重が8トン以上のもの、被牽引式のものにあつては自重が2トン以上のもの	
9. 砕石・選別機械	フィーダー	3キロワット以上の原動機を有するもの	
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、3キロワット以上の原動機を有するもの	
	選別機	トロンメル、パイプレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、3キロワット以上の原動機を有するもの	
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリーウォッシャーで、3キロワット以上の原動機を有するもの	
10. コンクリート機械	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ	
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの	
	コンクリートミキサー	混練容量が0.35立方メートル以上のもの	
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時5立方メートル以上のもの	
	コンクリートブレース	打設能力が毎時10立方メートル以上のもの	
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの	
11. 舗装機械	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの	
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有す	
	アスファルトクッカー		
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの	
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの	
	コンクリートペーパー	装軌式のもの	
12. 船舶	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの	
	砕岩船	独航機能を有しないもの	
	起重機船		
	くい打ち船		
	コンクリートミキサー船		
	サンドドレン船		
	土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船		
13. その他	空気圧縮機	14キロワット以上の原動機を有するもの	
	サンドポンプ	29キロワット以上の原動機を有するもの	
	発動発電機	発電機容量が15キロボルトアンペア以上のもの	



注：本紙の複写、配布、文書利用はフリーです。ただし、行政庁以外の方の配布等には、弊社ロゴ・マーク、社名等の併記が必須となりますのでご了承ください。